

第百六十四号議案

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成七年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日前に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合においては、最初に当該新型インフルエンザ等対策本部が設置された日から適用する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。